

山梨県公報

第千六百五十四号

平成十八年

四月三日

月 曜 日

目 次

国民健康保険組合の規約の変更の届出の受理	一六五
救急病院等の申出の撤回の届出	一六五
救急病院等の認定	一六五
土地改良区の解散の認可	一六六
道路の区域変更(二件)	一六六
道路の供用開始	一六六
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	一六七
河川区域の指定	一六七
河川区域の指定の一部改正(二件)	一六七
都市公園の区域変更	一六七
都市計画事業の事業計画の変更認可	一六七
建築基準法第六条第一項第四号の区域を指定する告示の一部を改正する告示	一六八
山梨県建築基準法施行条例別表二の項、六の項及び七の項の規定により知事が指定する区域の一部改正	一六八
山梨県建築基準法施行条例別表二の項の規定により知事が指定する区域の一部改正	一六八
建築基準法に基づく道路位置指定	一六八
公 告	
開発行為に関する工事の完了について(二件)	一六八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	一六九

告 示

山梨県告示第二百十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第四項の規定により、

次のとおり国民健康保険組合の規約の変更の届出を受理した。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 国民健康保険組合の名称

山梨県建設国民健康保険組合

二 規約の変更内容

1 変更に係る事項

事務所の所在地

2 変更の具体的内容

変更後の事務所の所在地 甲府市中央四丁目十二番二十一号 甲府法人会館一階

(山梨県建設組合連合会内)

山梨県告示第二百十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

二 撤回年月日

平成十八年三月十四日

山梨県告示第二百十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地

北杜市立甲陽病院

北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

二 認定期間

平成十八年三月十五日から平成二十一年三月十四日まで

山梨県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成十八年三月二十七日四ヶ村堰土地改良区の解散を認可した。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下荻原三日市場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字牧丘町成沢字奥千原七二番の三 地先から 山梨市大字三富上柚木字堂地五六九番の 地先まで	一一・八	一〇・五	八四・〇	三一〇・〇
	五一・五	五・五	二九・五	五七〇・〇

山梨県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十八年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
葦崎市神山町大字武田字上北原八一六番の 一地从先から 葦崎市旭町大字上條南割字外御勅使三三二 四番の二地先まで	一一・〇	四・〇	一六・〇	五五二〇・〇
	四三・〇	一一・〇	四三・〇	五〇五五・〇

山梨県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	青木ヶ原船 津線	南都留郡富士河口湖町大字小立 字久保官有無番地地先から 南都留郡富士河口湖町大字小立 字久保官有無番地地先まで	五七・〇	平成十八年 四月三日

山梨県告示第二百十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 河川の名称 富士川水系 渋川

二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

三 河川管理施設的位置 笛吹市石和町河内字宮窪百七十四の三番地先から笛吹市石和町河内字宮窪百六十八の一番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 笛吹市長 荻野正直

2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十八年四月三日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第二百十八号

富士川水系に係る指定区間の一級河川中ツ沢川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

次の図面（第一号図から第六号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域（図面省略）

山梨県告示第二百十九号

一級河川田草川に係る河川区域の指定（昭和五十年山梨県告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第九号図まで」に改める。

（その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百二十号

一級河川びんぐし川に係る河川区域の指定（昭和五十四年山梨県告示第二百二十二号の十五）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図から第三号図まで」を「第一号図から第十一号図まで」に改める。

（その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百二十一号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）第二十条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	位置	変更に係る区域	供用開始年月日
曾根丘陵公園	甲府市下向山町	次の図面のとおり	平成十八年四月四日

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

一 施行者の名称
山梨県知事 山本 栄彦
西桂町

二 都市計画事業の種類及び名称
富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道
三 事業施行期間
平成十七年七月十七日から平成二十二年三月三十一日まで
四 事業地

1 収用の部分
平成十七年山梨県告示第三百九号、平成二十二年山梨県告示第百七号及び平成十六年山梨県告示第五百七十六号の事業地に、西桂町大字下暮地字入田の一部を加え、大字下暮地字宮下及び字宮の前の各地内において事業地を変更する。
2 使用の部分
変更なし

山梨県告示第二百二十三号

建築基準法第六条第一項第四号の区域を指定（昭和二十五年山梨県告示第二百九十五号）の一部を次のように改正する。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

表以外の部分中「の区域を、左記の市町村の一部に」を「の規定により、次に掲げる市町村の区域の各一部を同号の知事が指定する区域として」に、「町村役場」を「市役所又は当該町村役場」に改める。

「西八代郡上九一色村
北巨摩郡高根町
北巨摩郡小淵沢町
南都留郡鳴沢村
北杜市
南都留郡鳴沢村
南都留郡富士河口湖町」
を
に改める。

山梨県告示第二百二十四号

山梨県建築基準法施行条例別表二の項、六の項及び七の項の規定により知事が指定する区域（平成十七年山梨県告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

「別表二の項」を「別表第一の二の項」に、「都留土木事務所及び上九一色村企画観光課並びに葦崎土木事務所及び小淵沢町建設課」を「富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場並びに中北建設事務所及び北杜市役所」に改める。

山梨県告示第二百二十五号

山梨県建築基準法施行条例別表二の項の規定により知事が指定する区域（平成十六年山梨県告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

「別表二の項」を「別表第一の四の項」に、「葦崎土木事務所並びに高根町企画財政課」を「中北建設事務所並びに北杜市役所」に改める。

山梨県告示第二百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南巨摩郡増穂町天神中条字木森七九八番五、八〇〇番七、八〇〇番一、八〇〇番一五及び八〇一番九
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
四三・五八メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（二工区）に含まれる地域の名称

- 都留市田原土地区画整理地内一街区二画地の一部、二画地及び三画地の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市上谷四丁目三番三号 株式会社マルシンストアー 代表取締役 新津正樹

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（一工区）に含まれる地域の名称
都留市田原土地区画整理地内二街区一画地、二画地、三画地、四画地、五画地、六画地、七画地及び八画地の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市上谷四丁目三番三号 株式会社マルシンストアー 代表取締役 新津正樹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町清水新居字屋敷前九三九の三、九三九の五、九三九の六、九三九の七、九三九の八、九三九の九及び九三九の一〇の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市下高砂三百三十二番地八 株式会社ヒガシ 代表取締役 羽生敏則

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十八年四月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
西八代郡市川三郷町市川大門字向新田三四三三の一、三六五七の八、三六五七の一〇及び三六五七の三四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり
水 路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町長 久保真一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番